

居宅介護支援センター 広島八景園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 広島厚生会（以下「当法人」という。）が開設する居宅介護支援センター広島八景園（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護認定者である高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援センター広島八景園
- (2) 所在地 広島市南区仁保一丁目1番20号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、各規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 4名（常勤4名 非常勤専従0名）但し、うち常勤1名は管理者兼務。
介護支援専門員は、利用者の心身の状態、その置かれている環境等を的確に把握し、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、土曜日は午前9時から午後1時までとする。
- (3) 営業時間外の対応 携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおり。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室、または利用者の居宅
- (2) 使用する課題分析票の種類 標準課題分析項目方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室、または利用者の居宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1か月あたり1回以上

(居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおり。

- (1) 居宅サービス計画の作成（アセスメント・モニタリング・担当者会議等のケアマネージメント業務を含む）
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) 給付管理業務
- (4) 認定調査
- (5) その他便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり30円の額を徴収する。

2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 事業所の通常の事業実施地域は、広島市南区及び安芸区、安芸郡府中町及び海田町の区域とする。

(虐待防止のに関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- (6) 事業所は、サービス事業所従業者または養護者（利用者の家族）による虐待を受けた利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けることとし、業務体制を整備する。

- (1) 広島市南区地域介護支援専門員連絡会議の研修
 - (2) 広島市南区健康長寿課主催実務担当者連絡会議連絡調整会議の参加
 - (3) その他の研修会
2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
 3. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人広島厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第12条 事業所は、法に規定する居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 居宅介護支援台帳
- (3) その他サービスの提供に関する記録

附則

この規程は平成24年2月1日より施行する。

この規程は平成27年4月1日より改定施行する。

この規程は平成27年12月1日より改定施行する。

この規程は平成29年1月1日より改定施行する。

この規程は令和3年4月1日より改定施行する。